

廃棄物の取り扱いについて



丸喜運輸株式会社

〒007-0881

札幌市東区北丘珠1条4丁目2番1号

TEL:011-791-1708

FAX:011-791-1362

マルキリサイクルステーション(MRS)での受け入れ不可品目一覧

①処分が可能な物

①混合廃棄物(OA機器及びそれに類する機器を除く)	②廃プラスチック類
③紙くず(工事に伴って搬出されたものに限る)	④がれき類
⑤木くず(工事に伴って搬出されたものに限る)(建設リサイクル法対象)	⑥繊維くず(工事に伴って搬出されたものに限る)
⑦金属くず	⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

②処分が出来ない物

①専ら物	②一般廃棄物(札幌市内のみ)のうち伐採木・伐根・刈草に限る(別紙①参照)
③燃え殻	④汚泥
⑤鉱さい	⑥コンクリートガラ(建設リサイクル法対象)
⑦アスファルトガラ(建設リサイクル法対象)	⑧OA機器(電話・PC・コピー機・FAX・シュレッダー・プリンター等)
⑨廃油(廃油が混ざっている混合物も含む)	⑩水銀使用製品産業廃棄物
⑪石綿含有産業廃棄物	⑫特別管理産業廃棄物(廃石綿)
⑬フロン使用機器(フロン回収済みの物に限る)	⑭消火器

③丸喜運輸にて収集運搬が出来る物

①上記の全て(①・②)の廃棄物	②家電リサイクル法対象の廃棄物(別紙②参照)
-----------------	------------------------

④運搬・処分共に出来ない物

①伐採木・伐根・刈草以外の一般廃棄物(別紙①参照)	②事業系一般廃棄物(別紙①参照)
③特別管理産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物)(別紙③参照)	④特定有害産業廃棄物(別紙③参照)
⑤特定有害産業廃棄物のうちPCBに関する廃棄物(別紙④-1、④-2参照)	⑥フロン使用機器(別紙⑤参照)

事業系一般廃棄物・一般廃棄物の処理について

別紙①

営利・非営利問わず会社や現場事務所などの事業活動によって発生した事業ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類されます。さらに産業廃棄物の中でも業種が限定されているものがあり、その業種以外から排出されたものについては全て事業系一般廃棄物となります。

事業系一般廃棄物・一般廃棄物として運搬・処理

紙くず

会社内や現場事務所・休憩室等で出た書類やコピー用紙、新聞、ダンボールなど



木くず

会社内や現場事務所・休憩室等で出た木製家具などの木製品など



繊維くず

会社内や現場事務所・休憩室等で出た布製の衣類や寝具、座布団、ウエスなど(合成繊維くずは廃プラスチック類)



生ごみ・廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず

会社内や現場事務所・休憩室で出た食品の食べ残し、弁当などのプラ容器や発泡トレイ、ペットボトル、缶、ビンなど



木くず(伐採物・伐根)

会社の敷地や個人宅、工事期間外の現場予定地などで出た草や剪定枝、伐採木、伐根など



事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物収集運搬(札幌市)

一般財団法人 札幌市環境業公社
<https://www.kankyousapporo.jp/project/project04>



事業系一般廃棄物や一般廃棄物を廃棄する際は、排出する市町村ごとに許可を受けている業者に運搬・処分を委託しなければいけません。各市町村のホームページに許可業者が記載されていますのでそちらをご確認ください。

伐採物・伐根に限る

一般廃棄物収集運搬(札幌市)

丸喜運輸(株)
<https://www.mrk-trans.co.jp/>



※札幌市内から排出された伐採物・伐根に限る
(処分は札幌市の処理場に搬入)

もっぱら物として扱う場合

事業系一般廃棄物であっても、処分先がもっぱら物(古紙、金属くず、空き瓶、古繊維)を扱う廃棄物再生事業者で、再生処理が可能な廃棄物については許可証・委託契約書・マニフェストが不要で運搬と処理が可能。

廃棄物再生事業者名簿(北海道)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/saiseijigyousha/tourokuseido.html



家電リサイクル法対象の廃棄物

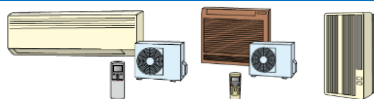
別紙②

エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(乾燥機)の4品目が「特定家電」として定められており、これらが廃棄物となった場合「家電リサイクル法」の対象となります。(家庭用機器であれば事業所で使用されている場合でも家電リサイクル法の対象) またリユース品に関しては対象ではありません。一方で有価物であったとしてもリユースでない場合は「家電リサイクル法」から除外されません。

家電リサイクル法対象

エアコン

セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型、ウインドタイプ)



テレビ

ブラウン管式、液晶、有機EL、プラズマ式



冷蔵庫(冷凍庫)



洗濯機(乾燥機)



家電4品目の排出(廃棄)方法

- ①新しい製品に買い替える際、新しい製品を購入する小売業者に引取を依頼する
- ②処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取を依頼する。

上記①と②の場合、小売業者には引取義務があります。家電リサイクル法上の小売業者とは、家電4品目の小売販売を業として行う者です(電材・住設販売店や工務店であってもこれに該当すれば小売業者となります)

- ③産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は排出事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す。

上記③の場合、リサイクル料金(機器の製造業者等ごとに定められている料金)を事前に支払うか、引き渡し時に支払い家電リサイクル券を購入し、処分する家電と共に指定引取場所へ運搬してください。

運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可の無い業者に依頼すると違法となるので注意して下さい。

収集運搬

丸喜運輸㈱

<https://www.mrk-trans.co.jp/>



家電4品目詳細一覧

https://www.rkc.aeha.or.jp/files/4item_list_2024.pdf



家電リサイクル法対象外(業務用は全て対象外)

エアコン(フロン含有の物は不可)

天井埋め込み形、天井吊り形、冷風機、冷風扇、スポットエアコン、ウインドファン、除湿機、パッケージエアコン等



テレビ

車載用テレビ・携帯テレビ(充電式)、ディスプレイモニター、建物に組み込みが可能な液晶・有機ELテレビ、コインボックス内蔵型テレビ、プロジェクションテレビ等



冷蔵庫・冷凍庫(フロン含有の物は不可)

おしぼりクーラー、保冷米びつ、ショーケース(店舗用)、冷凍ストッカー(店舗用)等



洗濯機(乾燥機)

衣類乾燥機能付きの布団乾燥機・ハンガー掛け、電動のバケツ等



家電4品目以外の排出(廃棄)方法

通常の産業廃棄物として運搬・処分可能

収集運搬・処分

丸喜運輸㈱

<https://www.mrk-trans.co.jp/>

OA機器及びそれに類する機器を除く



産業廃棄物収集運搬・処理業者名簿(北海道)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.html



特別管理産業廃棄物とは「爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有する廃棄物」のことを指します。

また特別産業廃棄物の中で、さらに特定有害産業廃棄物に分類される物があります。

特別管理産業廃棄物

- ・廃油 → 揮発油類、灯油類、軽油類の引火点70℃未満の燃焼しやすいもの
- ・廃酸 → PH値2.0以下の酸性廃液
- ・廃アルカリ → PH値12.5以上のアルカリ性廃液
- ・感染性産業廃棄物 → 医療機関、試験研究機関等から排出される廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着している恐れのあるもの

・特定有害産業廃棄物

- 廃PCB → 廃PCB及びPCBを含む廃油(別紙④参照)
- PCB汚染物 → PCBが染み込んでいたり塗布・付着している廃棄物(別紙④参照)
- PCB処理物 → 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの(別紙④参照)
- 廃石綿 → 建築物から除去した飛散性の吹付石綿、石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿が付着している恐れのあるもの
- 廃水銀 → 特定の施設において生じた廃水銀等。また、水銀若しくはその化合物が含まれている物や水銀使用製品から回収した廃水銀
- 有害産業廃棄物 → 有害物質を基準値を超えて含む汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等

環境省HP

特別管理産業廃棄物の種類及び判定基準等
<https://www.env.go.jp/content/900534406.pdf>



収集運搬

丸喜運輸(株)(廃石綿のみ)
<https://www.mrk-trans.co.jp/>



特別管理産業廃棄物
収集運搬・処分業者一覧

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.html



PCBに関する廃棄物処理について

別紙④-1

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下、PCB廃棄物)は特別措置法により処理期限が決められています。

PCB廃棄物には高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物があり、高濃度PCB廃棄物については令和5年3月末で処理期限が終了しています。

(高濃度PCB処理を行っている中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の施設が閉鎖する「事業終了準備期間」の令和8年3月末までは相談の上、受け入れも可能)

また低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末までとなり、それまでに無害化処理認定施設での処理が必要となります。

トランス、コンデンサ類、安定器を廃棄する

PCB使用の有無の確認をする

- ・器具ラベルから確認
- ・取り付け方法や形状で確認
- ・銘板情報から確認
- ・製造メーカーに問い合わせる、又はHPで確認する。

JESCOのHPにも判別方法の記載があるので参照して下さい。



<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

該当あり

該当なし



高濃度PCB廃棄物として処理する

高濃度PCBが見つかった場合は、早急に管轄する振興局保健環境部の環境生活課に連絡して下さい。高濃度PCB廃棄物の処理は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)のみとなっています。運搬許可のある収集運搬業者に依頼してJESCOまで運搬して下さい。(原則処理期限は終了しているので要確認)

収集運搬業者一覧

<https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/list.html>



高濃度PCB処理業者

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)

<https://www.jesconet.co.jp/index.html>



低濃度PCB廃棄物(低濃度PCB・微量PCB)として処理する

低濃度PCB廃棄物の場合でも管轄する振興局保健環境部の環境生活課に連絡して下さい。低濃度PCB廃棄物を取り扱い出来る収集運搬業者や処分業者にお問い合わせ下さい。

収集運搬業者一覧

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/youryou.html



低濃度PCB処理業者

JX金属苫小牧ケミカル(株)

<https://www.tomakomai-chemical.com/>



ほくでんネットワーク(株)

苫小牧リサイクルセンター
<https://www.hepco.co.jp/network/corporateenvironment/index.html>



通常の産業廃棄物として運搬・処理する

収集運搬

丸喜運輸(株)

<https://www.mrk-trans.co.jp/>



処分場

(株)公清企業

<https://kosei-kigyo.co.jp/wp-content/themes/koseikigyo/images/frontpage/mainvisual2.png>



角山開発(株)

<https://kakuyama-k.com/>



※運搬時の注意点

- ・運搬する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約書の締結が必要です。
- ・安定器は必ず照明器具から取り外して下さい。照明器具に安定器が付いたままの物を見つけた場合は現場に返却させて頂きます。
- ・安定器は銘板が付いていて文字が読める物以外は、処分場で受け入れ出来ません。
- ・処分の際はPCB不含有証明書、又は成分分析証明書が必要となります。必ず事前に準備して産廃と一緒にドライバーに渡して下さい。

PCB油類、PCBに汚染された保管容器、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の汚染物を廃棄する。



PCB濃度の確認をする

・PCB濃度分析業者に依頼する。

PCB分析業者一覧



<https://metoree.com/categories/5622/area/hokkaido/>

基準値以上の場合

高濃度PCB廃棄物として処理する

高濃度PCBが見つかった場合は、早急に管轄する振興局保健環境部の環境生活課に連絡をして下さい。高濃度PCB廃棄物の処理は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)のみとなっています。運搬許可のある収集運搬業者に依頼してJESCOまで運搬して下さい。(原則処理期限は終了しているので要確認)

収集運搬業者一覧

<https://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/list.html>



高濃度PCB処理業者

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)

<https://www.jesconet.co.jp/index.html>



低濃度PCB廃棄物(低濃度PCB・微量PCB)として処理する

低濃度PCB廃棄物の場合でも管轄する振興局保健環境部の環境生活課に連絡をして下さい。低濃度PCB廃棄物を取り扱い出来る収集運搬業者や処分業者にお問い合わせ下さい。

収集運搬業者一覧

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/youryou.html



低濃度PCB処理業者

JX金属苫小牧ケミカル(株)

<https://www.tomakomai-chemical.com/>



ほくでんネットワーク(株)
苫小牧リサイクルセンター
<https://www.hepco.co.jp/network/corporateenvironment/index.html>



基準値以下または不使用

通常の産業廃棄物として運搬・処理する

収集運搬

丸喜運輸(株)
<https://www.mrk-trans.co.jp/>



処分場

株公清企業
<https://kosei-kigyo.co.jp/wp-content/themes/koseikigyo/images/frontpage/mainvisual2.png>



角山開発(株)
<https://kakuyama-k.com/>



丸喜運輸(株)マルキリサイクルステーション
<https://www.mrk-trans.co.jp/>



※運搬時の注意点

- ・運搬する際は、事前に建設廃棄物処理委託契約書の締結が必要です。
- ・処分の際はPCB不含証明書、又は成分分析証明書などが必要となる場合があります。事前に確認し、必要な場合は事前に準備して産廃と一緒にドライバーに渡して下さい。

フロンを使用している廃棄物処理について

別紙⑤

建設・解体業者は、フロン使用製品の有無を確認し、結果を設置機器事前確認書を交付して発注者に説明することが法律上義務となっております。

さらにフロン使用製品を処分する際には「第一種フロン類充填回収業者」にフロン類の回収を依頼しなくてはなりません。

業務用エアコンや業務用冷蔵庫等の廃棄



フロン使用製品の場合

フロン未使用製品の場合

STEP① フロンを回収する

産廃として搬出する前に、フロン類充填回収業者にフロン類を回収してもらう必要があります。
また、回収する際にフロン回収工程管理表を忘れずに交付し保存してください(保存期間は3年)。

日本冷媒・環境保全機構
事業者別フロン回収ガイドブック
<https://www.jreco.or.jp/guidebook.html>



第一種フロン類充填回収業者登録簿一覧(北海道)
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/furon.html#tourokubo>



フロン類回収後に産廃として搬出する

STEP② フロン類回収後の機器・又はフロン未使用製品を産廃・リサイクルとして運搬・処理する

フロン類の回収が確認出来ない物の引取は産廃運搬・処分業者も違反となるため回収できませんので、必ずフロン回収工程管理票E票のコピーを機器と一緒に収集運搬業者に引き渡してください。ただし、廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合は除く。

収集運搬・処分

丸喜運輸(株)
<https://www.mrk-trans.co.jp/>



産業廃棄物収集運搬・処理業者名簿(北海道)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/meibo01/meibo_main.html



廃棄物再生事業者登録名簿(北海道)

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/saiseijigyousha/tourokuseido.html

